

目 次

第1章 地震被害と都市防災対策

1 過去の地震の被害と教訓	6
(1) 阪神・淡路大震災	6
(2) 主な震災	8
2 今後発生が懸念される地震の特徴	9
3 被害の拡大過程と都市防災対策	11
(1) 被害の拡大過程	11
(2) 防災活動と都市防災対策	11
(3) 都市防災対策の体系	12
表 - 時間経過に伴う都市防災上の課題と対策	13

第2章 災害に強い都市づくりガイドライン

ガイドラインの内容	15
1 市町村が主体的に『防災都市づくり計画』を策定する。	17
2 密集市街地を防災街区として整備を図るため『防災街区整備方針』を策定する。	21
3 避難路沿道などで『路線式の防火地域』指定を推進する。	22
4 府と市町村が協同で『都市復興マニュアル』を事前に作成する。	24
5 広域防災上重要となる『骨格安全軸』を重点整備する。	25
6 防災拠点の形成とネットワーク化を推進する。	27
7 都市基盤施設の耐震強化を計画的に推進する。	34
8 緊急活動と延焼防止のため、幹線道路等を『基本安全軸』として整備推進する。	35
9 幹線道路や河川空間、耐火建築物群などを活用し、延焼遮断帯を整備する。	39
10 避難地・避難路を適切に配置し、段階的で安全な避難体系を確立する。	41
11 防火効果の高い樹種による『防災植樹』を推進する。	48
12 河川や下水処理水などを活用し、災害時に役立つ身近な水源を確保する。	49
13 日常の生活行動を踏まえた施設整備により『生活安全圏』を形成する。	53
14 密集市街地では、街路や広場等の基盤整備と建築物の改善を重層的に実施する。	56
15 駅前等の中心市街地では、地域の防災拠点となる安全性の高い整備を実施する。	61
16 面整備事業に際しては、周辺地域の防災をも考慮した施設配置を行う。	62
17 災害危険度を公表し、行政と住民が協働でまちづくりを進める。	64
18 既存建築物・宅地の耐震性を向上する。	69
〔参考1〕大阪府災害に強い都市基盤施設整備検討委員会 報告（概要）	71
〔参考2〕大阪府地域防災計画の概要	72
〔参考3〕避難地・避難路の大臣基準改正	73
〔参考4〕大臣基準改正に係る広域避難地・避難路の設計について	74